

平成 27 年 11 月

受益者の皆様へ

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

**投資信託の繰上償還予定について  
(手続きに関するお知らせ)**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社におきましては、下記のとおり「日興メロン・グローバル・カレンシー・オープン」の繰上償還を行う予定ですのでお知らせ申し上げます。

当ファンドは、平成 18 年 5 月 8 日の設定以来、運用を行ってまいりましたが、信託財産の受益権口数は 0.93 億口（平成 27 年 9 月 30 日現在）と、投資信託約款第 47 条に定める繰上償還基準の 10 億口を下回る状況となっております。

弊社といたしましては、上記の事情を鑑み、今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となることが懸念されるため、信託契約を解約し、お預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって有利であると判断致しました。このため、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づいて、繰上償還手続きを行うものであります。

受益者の皆様には大変ご迷惑をおかけすることとなり誠に恐縮ですが、今般の手続きにつきましてご理解いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

**1. 繰上償還を行う（予定）ファンドの名称**

「日興メロン・グローバル・カレンシー・オープン」

**2. 繰上償還に関する手続き等の日程**

① 異議申立期間	平成27年11月 4日（水）～ 平成27年12月 4日（金）
② 買取請求期間（予定）	平成27年12月10日（木）～ 平成27年12月29日（火）
③ 繰上償還日（予定）	平成28年 2月26日（金）
④ 償還金支払開始日（予定）	平成28年 2月29日（月）

平成 27 年 11 月 4 日現在の受益者の皆様は、異議申立期間中に、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に対して、書面にてこの繰上償還についての異議を述べることができます。

繰上償還にご異議がない受益者の方は、お手続きの必要はございません。

異議お申立ての受益者の方の受益権の合計口数が平成 27 年 11 月 4 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合には、当該ファンドの繰上償還を行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を、異議申立期間終了後速やかに、受益者の皆様へお知らせいたします。

また、繰上償還することとなった場合には、この償還に異議を申立てられた受益者の方に、買取請求に必要な書類をご送付いたします。

### 3. 異議お申立ての方法について

予定しております繰上償還に対し異議のある受益者の方は、**書面**に以下の内容をご記入の上、下記の宛先に**平成 27 年 12 月 4 日（金）必着**でご郵送ください。

#### 【ご記入いただく内容】

- ①住所 ②氏名（署名・捺印） ③電話番号（日中連絡先） ④ファンド名  
⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号 ⑥平成 27 年 11 月 4 日現在の保有口数  
⑦繰上償還に反対する旨

#### 【宛先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館  
BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 ドキュメンテーション部

- ※ ご記入内容に不備等がある場合には、異議のお申立てを受付け出来なくなる場合がありますのでご留意ください。保有口数をご不明な場合には、その旨をご記入ください。
- ※ 異議お申立ての受益者の受益権口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。また、買取りを請求された場合に、買取代金は受託銀行よりお支払いすることとなります。このため、ご異議を申立てられました受益者の方の情報を、取扱販売会社と弊社ならびに受託銀行との間で共有することとなりますので、ご了解くださいますようお願いいたします。
- ※ ご記入いただいた情報は、個人情報保護のために適切に管理されます。また、同情報は異議お申立ての受益者の受益権口数の確認ならびに、買取請求手続きの書類をご送付することのために限定して利用するもので、当該目的以外に利用しません。なお、ご記入いただいた情報の開示・訂正・利用停止・消去等をご希望される場合は、弊社までお問い合わせください。

### 4. 異議お申立ての受益者の買取請求手続きについて

異議お申立ての受益者の受益権口数の合計が、平成 27 年 11 月 4 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えず、当該ファンドの繰上償還が決定された場合には、異議お申立ての受益者の方は、以下の手続きにより、自己の有する当該ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

- (1) 買取請求期間 平成 27 年 12 月 10 日から平成 27 年 12 月 29 日まで
- (2) 弊社より異議お申立ての受益者に対して「買取請求手続きについて」を発送
- (3) 買取請求必要書類を取扱販売会社へ提出
- (4) 取扱販売会社から委託会社経由で受託銀行へ買取請求必要書類の送付
- (5) 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- (6) 受託銀行からご指定の銀行口座への買取代金のお振込み

以上の買取請求は、繰上償還に異議を申立てた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

なお、以上のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。また、買取代金から、お振込みに係る送金手数料および買取計算書の郵送費用を差し引かせていただきますので、あらかじめご了承ください。

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、繰上償還への異議申立ての有無にかかわらず、取扱販売会社にてご解約のお申込みを受付けております。ただし、買取請求を行った受益権につきましては、解約のお申込みを行うことができませんのでご留意ください。

なお、繰上償還することとなった場合には、当ファンドの取得申込は平成 28 年 1 月 20 日までとなります。

以上

ご不明な点につきましては、お取り扱い販売会社またはBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(03-6756-4600)までお問い合わせください。